

○財務省告示第三百四十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・三トン
二	〇トン
三	二トン
四	一五、五五九トン
五	七二六トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
四二三トン	七九一トン	七、六五八トン	六五、七一三トン	六、六二四トン	一二七トン	三四七、三四八トン	六七六、五六六トン	二、七六五、六二六トン	四〇、三一六トン	三六三トン	二、九四九トン	一八、八八〇トン	一トン	一二トン	三トン

二九		二五〇トン
二八		三・三トン
二七		五、七〇九トン
二六		二、一八六トン
二五		〇トン
二四		九トン
二三		二、一四八トン
三三		三七〇トン
三一		一三、一九七トン